

新型コロナウイルス関連情報（9月11日現在）

1 喫連邦保健省によれば、11日（金）15時現在、新たにオーストリア国内で823名の新型コロナウイルス（COVID-19）感染の確定症例及び2名の死亡事例が発生した旨報告されました。これでオーストリアにおける確定症例は32,136名（内死亡数：750名、治癒数：26,257名）となります。

国内発生状況（州：累計確定症例数（前日比））

- ・ウィーン市（州）：10,414名(+431)(内死亡226名、治癒7,207名)
- ・オーバーエーステライヒ州：5,154名(+68)(内死亡67名、治癒4,651名)
- ・チロル州：4,791名(+100)(内死亡108名、治癒4,295名)
- ・ニーダーエーステライヒ州：4,595名(+90)(内死亡109名、治癒3,980名)
- ・シュタイアーマルク州：2,782名(+49)(内死亡157名、治癒2,315名)
- ・ザルツブルク州：1,797名(+9)(内死亡39名、治癒1,610名)
- ・フォアアールベルク州：1,329名(+58)(内死亡20名、治癒1,087名)
- ・ケルンテン州：686名(+6)(内死亡13名、治癒634名)
- ・ブルゲンラント州：588名(+12)(内死亡11名、治癒478名)

（当館注：ウィーン市で2名の死亡数が新たに計上され、合計750名となりました。）

2 11日、クルツ首相は14日（月）以降の制限措置及び4色信号機システムの更新について発表しました。発表内容の詳細については以下のとおりです。

（1）新たな措置の内容（14日（月）午前0時から適用）

・マスク着用義務の範囲を拡大し、現在の公共交通機関、日用品スーパー等に加え、全ての店舗内や役所の窓口、授業中を除く学校敷地内、あらゆる接客時においてもマスク着用を義務付ける。

- ・行事の実施にあたって人数制限を厳格化し、座席指定のない行事は屋内50人まで、屋外100人までとする。座席指定のある行事は屋内1,500人、屋外3,500人までとする。
- ・飲食店において従業員はマスクを着用することが義務付けられる。屋内では食事はテーブル席に配膳する形でのみ提供可能となる。バーやパーティでの感染リスクは高い。
- ・将来的に全国レベルの措置を基盤として地域ごとに措置の一部を厳格化すること等を可能とするような制度を導入したい。

(2) 4色信号機システムの色の更新

コロナ委員会で感染状況を慎重に検討した結果、以下の市郡における感染リスクを黄色と評価することにした。

- ・ウィーン市（州）
- ・ヴィーナーノイシュタット市（ニーダーエーステライヒ州）
- ・コルノイブルク郡（ニーダーエーステライヒ州）
- ・インスブルック市（チロル州）
- ・クフシュタイン郡（チロル州）
- ・シュヴァッツ郡（チロル州）
- ・グラーツ市（シュタイアーマルク州）

（当館注：リンツ市は黄色から緑色に変更されました。）

(3) ハンガリーとの越境通勤者

ハンガリーは、入国について制限を講じており、そのうち越境通勤者については例外的に国境30キロメートル以内に滞在可能で、入国後24時間以内に出国することを定めていましたが、**同制限が撤廃された**とのことでした。

3 11日付報道によれば、スイスは14日（月）からウィーンから同国への入国者に対して隔離義務を講じることとした模様です。報道によれば、スイスは人

口10万人あたり60人を超える新規感染者が出る等の基準を超えた地域からの入国者に対して隔離義務を講じており、ウィーンでは同数値が80を超えたことから、対象地域とされた模様です。スイスに入国する場合、入国後すぐに自宅または適切な宿泊施設に移動し、2日以内に当局に申請し、10日間の隔離が必要となります。

4 新型コロナウイルスは風邪と同様に、せきやくしゃみなどの飛沫で感染するとされていますので、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染症対策に努めてください。

なお、オーストリア保健・食品安全機関（AGES）は、新型コロナウイルスへの感染の疑いがない人については通常の石鹸で十分であると強調し、消毒液は医療目的で消毒が必要な人・機関により使用されるべきであるとしています。

参考：コロナウイルス感染予防措置

- ・定期的に、約30秒間石鹸で手洗いをする
- ・顔（特に口、目、鼻）を指で触らない
- ・握手と抱擁を避ける
- ・くしゃみをする際、咳をする際は使い捨てティッシュに行くか、腕で口・鼻を覆って行く。ハンカチを使う場合は使用した後で捨てる。

【参考】

■ オーストリア保健省

○新型コロナウイルス情報（独語）

[https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-\(2019-nCov\).html](https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-(2019-nCov).html)

○新型コロナウイルス・ホットライン（独語・英語）

Infoline Coronavirus: 0800 555 621（月～金、9:00-17:00）

ウェブサイト：<https://www.ages.at/themen/krankheitserreger/coronavirus/>

■ 日本厚生労働省

○新型コロナウイルス関連情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

■ 世界保健機関 (WHO)

○ウェブサイト：<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

(問い合わせ先)

○在オーストリア日本国大使館

住所：Hessgasse 6, 1010 Vienna, Austria

電話：（市外局番 0 1） 5 3 1 9 2 0

Fax：（市外局番 0 1） 5 3 2 0 5 9 0

ホームページ：https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html